

【Q & A】育児休業手当金の延長給付に係る見直し及び請求方法について

No	質問	回答
1	「市区町村への相談なく組合員の判断のみによって利用申込を行わなかった場合には、一定の理由に該当しないもの」とされているが、市区町村への相談の有無については、何をもって確認することを想定していますか。	申告書の理由欄に一定の理由に該当する内容が記載されているかどうかで判断することを想定していますので、組合員は、必ず市区町村の担当部署と相談し、相談内容及び結果について理由欄に具体的に記入してください。
2	支部による市区町村への相談の有無の確認は義務ですか、任意ですか。	支部から市区町村への相談の有無に係る確認は義務ですので、組合員は必ず市区町村と相談し、内容を記録しておいてください。
3	育児休業申請時に、子が1歳以降の期間も含めて申請を行っていた場合は、「育児休業の延長を希望する」と同様に職場復帰の意思表示がないこととして延長給付を受けることができないことになりますか。また、1歳6か月の時点においても同様ですか。	これまでどおり、1歳に達する日（1歳の誕生日の前日）において育児休業手当金の延長要件に該当するかどうかを確認して判断します。なお、1歳6か月に達する日時点でも同様です。
4	「自宅から30分未満で通所できる」ことの判断基準は何ですか。	保育所等待機児童数調査（こども家庭庁調査）において、保育所の立地条件が登園するのに無理がない保育所の例として、 【通常の交通手段により、自宅から20分～30分未満で登園が可能など、地域における地理的な要因や通常の交通手段の違い等を考慮した上で、通勤時間、通勤経路等を踏まえて判断する。】 とされていることを参考に、 <u>組合員が利用する予定の自宅からの交通手段による移動時間により判断することを想定しています。</u>
5	組合員が記載した通所時間が正しいかどうかの確認はどのようにするのですか。	原則として、申告書の内容及び添付書類に基づいて、延長可能かどうかを判断します。
6	保育所等への入所を辞退している場合は、「やむを得ない理由」は何をもって確認するのですか。	例えば、住民票の写しなどにより引越し先の住所を確認し、保育所等の所在地から入所が困難となったことを確認することを想定しています。
7	申告書3⑦に記載する施設名は。	保育所等の名称です。 <u>※送迎サービスを利用する場合の送迎場所ではありません。</u>
8	保育所入所の申請を行うにあたり、保育所の希望を1か所のみで申請する場合の手当金延長給付の可否の判断基準は何ですか。	<u>1か所のみにししか申請しなかった理由を申告書の理由欄に具体的に記入していただき、速やかな職場復帰を図るために保育所等における保育を希望していると認められるかどうかで判断することを想定しています。</u>
9	要件見直し後の基準で判断するケース・これまでの基準で判断するケースの違いは何ですか。	施行日以後に1歳超又は1歳6か月超の延長判断を行う場合には、 <u>見直し後の基準で判断</u> されます。 なお、施行日までに延長判断された部分についての新しい基準による再判断は行いません。 ちなみに、施行日前に1歳超の判断がされ、施行日後に1歳6か月超の判断を行う場合は、1歳6か月超の判断の際に見直し後の基準が適用されます。
10	申告書2の申請期間内に、3⑤の利用（入所）保留の有効期限が到来した場合は、再度作成する必要がありますか。	<u>有効期限が到来した後の期間について、再度申告書を作成して手当金請求書に添付してください。</u> なお、市区町村への相談が必要とされるケースについては、 <u>再度相談し、その内容、結果を（理由欄）に記載</u> してください。 その他、作成方法や添付書類は、当初申告と同様の方法で対応してください。
11	申告書は請求書とともに実績月の翌月に提出することになりますが、申告書による延長給付可否の審査の結果、延長給付が認められないと判断された場合、受給済みの手当金は返還する必要がありますか。	1歳及び1歳6か月における延長給付の審査は、育児休業手当金支給対象期間延長事由認定申告書（添付書類含む）に基づいて行います。 審査の結果、 <u>延長給付が認められない場合があります。</u> 延長給付が認められないと当支部が判断した時点で、すでに給付済の手当金がある場合は返還していただくことになりますので、あらかじめご了承ください。